

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(B)

研究期間：2008～2010

課題番号：20330021

研究課題名（和文）

法曹養成における職業倫理教育の理論と方法

研究課題名（英文）

Theory and Method of Education in Professional Ethics for the Legal Profession

研究代表者

森際 康友 (MORIGIWA YASUTOMO)

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：40107488

研究成果の概要（和文）：研究代表者の森際康友が研究統括の他に、法曹倫理基礎理論と教育方法の開発に取り組み、研究分担者の松本恒雄が私法および司法の観点から、同長谷部恭男が公法および人権教育の観点から法曹倫理の研究・教育に関わった。その研究成果および教育実践・方法開発の報告を内外の国際会議で行った。たとえば、最終の2010年度には、森際が蘇州及び北京で編著の教科書の中国語訳出版を記念した招待講演を行い、6月末にはアンカラでトルコ弁護士会連合主催による弁護士倫理の国際シンポジウムを企画・報告し、7月には第4回国際法曹倫理会議（スタンフォード大学）にて比較裁判官倫理のパネルを企画し、報告した。8月には長谷部がオスロで、9月には森際がハイデルベルグで、10月にはパリで研究発表を行った。12月には森際がドイツ裁判官アカデミーで裁判官倫理の哲学的基礎について講演した。2011年2月には、東京で、「職域拡大時代の弁護士倫理」と題して次期研究計画を視野に入れつつ3年間の研究を総括する国際会議を企画・開催した。この間、森際は法科大学院における法曹倫理コアカリキュラム策定に携わるとともに、それに対応した教科書の改訂作業を行った。また、長谷部・森際はCCBEにおける欧州弁護士倫理統合作業について調査し、その成果をジュリスト誌上で発表した。これを含めて研究成果の出版数は雑誌論文21編、図書3冊である。教育研修実践については、森際が毎年ドイツ裁判官アカデミーで裁判官の倫理研修を行ったほか、本務校以外に学習院大学、ルンド大学（スウェーデン）で法曹倫理の講義を行った。こうして「法曹養成における職業倫理教育の理論と方法」を開発する研究と教育研修を履践した。

研究成果の概要（英文）：The representative of the research project, MORIGIWA Yasutomo, was not only supervising the program, but also actively engaged in the development of the theory of legal ethics as well effective methods of teaching. The two other members of the team were involved in fields of legal ethics research and teaching close to their expertise. MATSUMOTO Tsuneo engaged in research on legal ethics that had to do with private law and the judicial system. HASEBE Yasuo was involved in the public law and human rights aspects of legal ethics. The findings were disseminated in international congresses held both in and outside Japan. Venues include Ankara, Palo Alto, Oslo, Heidelberg, Paris, Trier, Beijing, Lund, as well as Tokyo and Fukuoka. International comparative research and theoretical debate by leading specialists cooperating in the project went hand in hand to produce a theory and method based on sound factual basis and theory-building.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	3,400,000	1,020,000	4,420,000
2009年度	3,100,000	930,000	4,030,000
2010年度	2,900,000	870,000	3,770,000

総計	9,400,000	2,820,000	12,220,000
----	-----------	-----------	------------

研究分野：法哲学・法曹倫理

科研費の分科・細目：法学・新領域法学

キーワード：法学教育・法曹論・法曹倫理・社会正義・公共性・弁護士職務基本規程・法曹のベストプラクティス・CCBE

1. 研究開始当初の背景

法学教育、とくに法曹倫理のような実務教育科目に関する教育は2008年当時、始まったばかりなので、その方法論はまだ試行錯誤の段階にあった。また、わが国の大学における法学教育がこれまでゼネラリスト養成に傾いていたこともあり、法曹論および法曹養成論は、民事訴訟法学と法社会学の狭間にあって独立した研究分野へと成長してきたと評価することは困難であった。このような状況にあって、申請者は中京地区の法科大学院における法曹倫理教育担当者を含む実務家と研究者が協働する研究会活動を通して、教科書『法曹の倫理』（名古屋大学出版会、2005年）を編み、同時に、本書を利用した教育方法を開発した。現在、法曹倫理の教育実践を通して、その方法をさらに発展させつつある。が、教育現場で痛感するのは、たとえば弁護士倫理におけるコア・バリューとされる利益相反の禁止や守秘義務の遵守が、教義として確固とした地位を確立しつつも、これらの価値を支える理論的基盤についての研究が未開発だ、ということである。すなわち、実務家はこれらの価値を守らねばならないことは叩き込まれているが、なぜ守るべきかと問われることもなかったため、いざそう問われると十分に答えられないのである。これでは「応用問題」に直面した際に、何をどのように考えればよいのか、途方に暮れることであろう。このようにして法科大学院における法曹倫理教育の充実には、こういった「なぜ」に答えられる法曹倫理の学問的確立が不可欠であると確信するに至った。

さらに、この申請に先立つ、同じメンバーによる日仏の裁判官倫理比較を中心とする2年間の研究において、このような活動が単なる教育上の便宜を超えた理論的意義をもつことを明確にした。すなわち、法曹養成という教育実践の観点から、法学の対象である法現実を改めて捉えてみれば、これまで理論家の間で十分に自覚されていなかった論点や考察方法などが認識可能となる。本研究では、先行共同研究に参加し、この点を的確に理解した、わが国の公法・私法における俊英を研究分担者に、また、この共同研究の過程で知己を得、あるいは交流を深めた米・独・仏・伊・スペイン・ベルギー、および世界最高水準の裁判官倫理を誇るカナダの実務家研究

者の協力を得て、その豊かなポテンシャルの実現を試みる。

2. 研究の目的

第1に、教育実践に関しては、「法科大学院教育の一環としての法曹倫理教育の理論的基礎はいかにあるべきか」という問題に取り組む。第2に、方法論的には、法制度を、それを担う人材のエートスにまで立ち入ってそのあるべき姿を考察する。具体的には、裁判官や弁護士のベストプラクティスとしての職業倫理の内実をいかなるものとして設定すれば、法解釈過程からノイズを除去する機能がもつとも発揮され、社会正義の実現に寄与するか。その国際標準を策定すべく、欧米主要国の現実を規範的観点から考察する。第3に、立憲民主制国民国家における司法府の国民統合的機能とそこで法曹倫理が果たす役割を探究し、わが国を含め、主要諸国で〈倫理整流機能〉仮説が成り立つことの確認を行い、公法・私法を総合した、具体性のある実践的法理論の構築を試みる。

3. 研究の方法

共同研究者3名を中心に、内外の研究者・実務家の協力を得て、一つの研究共同体として、研究期間内に、第1の法曹養成目的に関して、実務家との協力を通した国際的な法曹倫理の実態調査を行い、法曹倫理の国際標準の見極めとデ・ファクト標準確立への協力を試みる。収集したデータについては、研究者と実務家からなる国際共同比較研究チームを組織し、あるべき法曹倫理に向けて理論構成を行った後、国際標準形成に向けて関係者と努力する。第2の理論形成については大枠として、①立憲民主政国家における司法の機能、②司法府における法曹倫理の機能、の2段階からなる機能論的解明を行う。一般的適用が可能であろうこの理論を基礎に、国際的に通用する説明を試みる。適用可能性を保障するために、法曹倫理が単なる建前ではなく実効性を持つための主要な制度的条件とされている〈司法の独立〉に関するこれまでの議論を機能論的に捉え直し、〈司法の独立〉が（政治的圧力など）法解釈を歪めるノイズを濾過し、裁判が「この憲法と法律にのみ」拘束されるよう保障する機能に着目する。その機能を発揮するのに必要な法曹としての

倫理的資質を育む最適な方法の開発を、それぞれの法共同体の現実に即しつつ、めざす。こうしてリベラルな国家における司法府の健全な運営において法曹倫理が果たす役割を、対象国の法曹に関する倫理と法制の実態と歴史に即して明らかにし、その上で、そこでの国民統合機能の理論化を試みる。すなわち、判例が法源として用いられている法現実に即した法解釈のあり方とそれを説明し正当化するのにベストプラクティスとしての法曹倫理が果たす役割、および司法的法創造の国民統合機能についてである。こうして法曹倫理は単なる腐敗防止の手段といったものではなく、法曹の法解釈の適切性を保障し、国民統合に寄与しうることを明らかにする。

4. 研究成果

【2008年度】

4月下旬、共同研究者3名で研究体制作りのため研究打合せを行い、引き続き、各自が分担研究を開始、並行して海外調査の準備を進め、5月末、パリにて森際がフランス側研究協力者と打ち合わせ、共同研究者3名は7月下旬に東京で研究・海外調査の打ち合わせを行った。その上で、第1に、9月下旬、共同研究者3名で渡欧、欧州各国の研究協力者を集め、法曹倫理の現況と課題についての国別レポート、共通の理論的教育的課題の同定を中心とする国際会議をパリで開催、併せて2009年度の研究打ち合わせを行った。各国とも法曹倫理の理論的基礎の探求が課題であることが確認された。第2に、共同研究者3名は続けてイタリアに移動し、10月上旬、ミラノ・パヴィア・ボローニャの弁護士・研究者に面接、イタリアの司法制度とそれを担う人材のエートスにまで立ち入って調査した。弁護士数が多いこともあり、その職業倫理が危機的状況にあることを確認した。第3に、教育実践については、森際は本年度も8月下旬、ドイツ裁判官アカデミーで裁判官倫理について講演、本年からはその理論的基礎に重点を置いた講演を行い、裁判官の自己理解を助けた。第4に、理論研究について、2008年5月、法社会学会で森際は報告、2009年3月上旬には、愛知法曹倫理研究会で共同研究者松本と長谷部が中間報告を行い、実務家と活発な議論を行った。一方、森際は愛知法曹倫理研究会有志および関西学院大学大学院司法研究科大学院教育推進プログラム関係者と、「法曹倫理教育におけるシミュレーション教育の有効性」について共同研究を10月から開始、利益相反と守秘義務が交錯する事例についてシナリオを作成、これを演じたシミュレーションをDVD録画し、2009年1月末の公開研究会で成果を発表した。研究者と実務家が熱心に議論し、企業倫理と法曹倫理の交錯など、興味深い研究テーマの発見を

もたらした。

【2009年度】

森際は法科大学院における法曹倫理の到達目標、いわゆるコアカリキュラム策定において重要な役割を果たした。並行して国際会議の企画・実行もしくは研究成果の発表を併せて8件、国内外で行った。8月には森際は北京での法哲学国際学会で特別ワークショップ「自由民主制における司法と裁判官の公共責任」を開催。研究協力者アントワヌ・ガラボン（フランス・高等司法研究所長）、ブラッド・ウェンデル（USA・コーネル大学教授）などと裁判官倫理に特化した研究を行った。12月には日本司法書士会連合会中央研修会で司法書士倫理について講演した。2010年3月には、チームで関西学院大学法科大学院にて「法曹の社会的役割と法曹養成教育の標準化」と題してコアカリ策定を前提とした国際会議を企画・開催、併せて2010年度以降の研究打ち合わせを行った。また、森際は毎年ドイツ裁判官アカデミーで裁判官倫理について行っている講演をまとめてドイツ語で発表した。これを含めて研究成果の出版数は雑誌論文7編、単著1冊である。教育研修実践については、森際は司法書士の倫理研修を行った他、本務校以外に学習院、九州大学、及びルンド大学（スウェーデン）で法曹倫理の講義を行った。こうして「法曹養成における職業倫理教育の理論と方法」の開発に寄与する研究と教育活動を実施した。

【2010年度】

各自が研究を継続、並行して国際会議の企画・実行もしくは研究成果の発表を、国際的に、併せて12件行った。すなわち、5月初旬にパリの高等師範学校にて森際・長谷部が研究発表、5月末、森際は蘇州及び北京で編著の教科書の中国語訳出版を記念した招待講演を行い、6月末にはアンカラでトルコ弁護士会連合主催による弁護士倫理の国際シンポジウムを企画・報告し、7月には第4回国際法曹倫理会議（スタンフォード大学）にて比較裁判官倫理のパネルを企画し、報告した。8月には長谷部がオスロで、9月には森際はハイデルベルグで、10月にはパリで研究発表を行った。12月には森際はドイツ裁判官アカデミーで裁判官倫理の哲学的基礎について講演した。2011年2月には、東京で、「職域拡大時代の弁護士倫理」と題して次期研究計画を視野に入れつつ3年間の研究を総括する国際会議を企画・開催、併せて2011年度以降の研究打ち合わせを行った。

この間、森際は法科大学院における法曹倫理コアカリキュラムに対応した教科書の改訂作業を行った。また、長谷部・森際は5月に須網隆夫（早大）教授と共にCCBEにおける欧州弁護士倫理統合作業について調査し、その成果をジュリスト誌上で発表した。これ

を含めて研究成果の出版数は雑誌論文 7 編、単著 1 冊である。教育研修実践については、森際が本年度もドイツ裁判官アカデミーで裁判官の、東京の司法書士会館で司法書士の倫理研修を行ったほか、本務校以外に学習院大学、ルンド大学（スウェーデン）で法曹倫理の講義を行った。こうして「法曹養成における職業倫理教育の理論と方法」の開発に寄与する研究と教育活動を実施した。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 21 件）

- ① 須網隆夫、森際康友、ヨーロッパにおける弁護士倫理の発展—CCBE による共通ルール形成への歩み、ジュリスト、1403 号、査読無、2010、66-70
- ② 森際康友、グローバル化と法曹倫理の展開、ロースクール研究、15 号、査読無、2010、82-85
- ③ 松本恒雄、消費者庁・消費者委員会設置の意義と企業に求められる対応、季刊事業再生と債権管理、127 号、2011、4-11
- ④ 松本恒雄、Reshaping Consumer Policy、Highlighting JAPAN through articles、3 卷 11 号、査読無、2010、26-27
- ⑤ 松本恒雄、CSR の潮流とこれからの企業行動、世界の労働、60 卷 11 号、査読無、2010、2-8
- ⑥ 長谷部恭男、比較の中の内閣法制局、ジュリスト、1403 号、査読無、2010、2-7
- ⑦ 長谷部恭男、司法権の概念—「事件性」に関する覚書、ジュリスト、1400 号、査読無、2010、4-10
- ⑧ 森 際 康 友、Die philosophischen Grundlagen der Richterethik、*Schleswig-Holsteinische Anzeigen*、A、4、査読無、2009、110-115
- ⑨ 松本恒雄、締約強制の私法上の効果—放送法 32 条 1 項における受信契約を素材とした公私協働論に向けて、布井千博ほか編『会社法・金融法の新展開』（中央経済社）、査読無、2009、415-445
- ⑩ 松本恒雄、消費者法における公私協働とソフトロー、消費者市民社会の実現における法の役割、新世代法政策学研究、2 号、査読無、2009、81-103
- ⑪ 松本恒雄、民法改正と消費者法 総論、現代消費者法、4 号、査読無、2009、4-12
- ⑫ 長谷部恭男、On the Dispensability of the Concept of Constituent Power、*Indian Journal of Constitutional Law*、Vol. 1、査読有、2009、39-51
- ⑬ 長谷部恭男、The Reception of the *Rechtsstaat* Concept in Japan、*National*

Taiwan University Law Review、Vol.4、No.1、査読有、2009、218-229

- ⑭ 長谷部恭男、Images of the Market: Is Competitive De-Regulation Inescapable?、*National Taiwan University Law Review*、Vol.4、No.3、査読有、2009、85-98
- ⑮ 森際康友、依頼者・弁護士関係における弁護士倫理が意味するもの—公共性の革新のために—、法社会学、70 号、査読無、2009、169-176
- ⑯ 森際康友、法曹の専門職責任教育におけるシミュレーション教育の特質、豊川義明編『専門職責任とシミュレーション教育の有効性』、査読無、2009、3-8
- ⑰ 森際康友、解題、豊川義明編『専門職責任とシミュレーション教育の有効性』、査読無、2009、30-31
- ⑱ 松本恒雄、臨床教育と基本科目—民法教育担当者の立場から、法曹養成と臨床教育、1 号、査読有、2008、39-44
- ⑲ 長谷部恭男、人権総論—理由のある行為、法律時報、80 卷 10 号、査読無、2008、108-113
- ⑳ 長谷部恭男、国籍法違憲判決の思考様式、ジュリスト、1366 号、査読無、2008、77-84
- ㉑ 森際康友、法テキストの隠された次元テキスト布置の解釈学的研究と教育、2 卷 2 号、査読無、2008、87-109

〔学会発表〕（計 23 件）

- ① 森際康友、職域拡大時代の弁護士倫理に求められるもの、国際シンポジウム「職域拡大時代の弁護士倫理」、2011 年 2 月 11 日、日本教育会館
- ② 森際康友、司法書士倫理の原理と課題、日本司法書士会連合会中央研修会、2010 年 12 月 4 日、司法書士会館
- ③ 森 際 康 友、Die philosophischen Grundlagen der Richterethik、ドイツ裁判官アカデミー、2010 年 12 月 1 日、ドイツ裁判官アカデミー（トリーア・ドイツ）
- ④ 森際康友、Interpretation by Another Name: Philosophical Commentary on the Legal History of France and Germany in the Age of Enlightenment、Ecole Normale Superieure 法の理論・分析センター、名古屋大学 GCOE プログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」、2010 年 10 月 1 日、エコール・ノルマル・シュペリール（フランス・パリ）
- ⑤ 森際康友、Interpretation of the Legal Text as *Rechtsfindung*、IVR ドイツ支部、名古屋大学 GCOE プログラム「テキスト布置の解釈学的研究と教育」、ハイデルベルグ大学法学部、2010 年 9 月 27 日、ハイデルベルグ大学法学部（ハイデルベル

- グ・ドイツ)
- ⑥ 長谷部恭男、Montesquieu's Significance for Contemporary Japan、University of Oslo, Public Law Research Centre、2010年8月23日、オスロ大学
 - ⑦ 森際康友、Introduction to Comparative Judicial Ethics、International Legal Ethics Conference IV、2010年7月17日、スタンフォード大学法科大学院(アメリカ合衆国)
 - ⑧ 森際康友、Taking Stock: the Tonda Motor Case、トルコ弁護士会連合、トルコ哲学会、科研費基盤研究(B)20330021、日弁連法務研究財団基金研究80、2010年6月30日、トルコ弁護士会連合会議センター(アンカラ・トルコ)
 - ⑨ 森際康友、弁護士倫理と自由民主制、中国共産党中央党校、2010年5月29日、中国共産党中央党校
 - ⑩ 森際康友、弁護士倫理の中核的価値、蘇州大学法学院、2010年5月27日、蘇州大学法学院
 - ⑪ 森際康友、Prolegomenon to a Legal Philosophy of the Silk Road、Ecole Normale Superieure 法の理論・分析センター、2010年5月6日、エコール・ノルマル・シュペリール(フランス・パリ)
 - ⑫ 長谷部恭男、Montesquieu's Significance for Contemporary Japan、Ecole Normale Superieure 法の理論・分析センター、2010年5月6日、エコール・ノルマル・シュペリール(フランス・パリ)
 - ⑬ 森際康友、法曹倫理の新たな課題、【国際シンポジウム】法曹の社会的役割と法曹養成教育の標準化、2010年3月14日、関西学院大学法科大学院
 - ⑭ 森際康友、Who Defines Positive Justice?、フランクフルト大学法学部、2010年1月15日、フランクフルト大学法学部
 - ⑮ 森際康友、Judicial Reform in Japan、トルコ弁護士会連合主催法制度改革国際会議、2010年1月12日、Bilkent University(アンカラ・トルコ)
 - ⑯ 森際康友、司法書士倫理の原理と課題、日本司法書士会連合会中央研修会、2009年12月5日、司法書士会館
 - ⑰ 長谷部恭男、On the Dispensability of the Concept of Constituent Power、International Association of Constitutional Law、2009年11月20日、ソウル国会議事堂
 - ⑱ 松本恒雄、民法改正と消費者法、日本消費者法学会、2009年10月31日、立命館大学
 - ⑲ 森際康友、The Public Responsibility of

- the Judge、法哲学社会哲学国際学会連合世界会議、2009年9月19日、友誼会館(中国・北京)
- ⑳ 森際康友、法と自由民主制、中国人民大学法学院、2009年9月17日、中国人民大学法学院
- 21 森際康友、企画委員会シンポジウムI「弁護士研究のフロンティア—民事分野における依頼者・弁護士関係を中心に」コメント、日本法社会学会、2008年5月10日、神戸大学
- 22 森際康友、提題解説「法曹の専門職責任教育におけるシミュレーション教育の特質、「専門職責任とシミュレーション教育の有効性」公開研究会、2009年1月31日、関西学院大学大阪梅田キャンパス
- 23 森際康友、Philosophische Grundlagen der richterlichen Ethik および Richterliche Ethik in Japan、ドイツ裁判官アカデミー、2009年3月25日、ヨーロッパ法アカデミー(ドイツ国トリーア市)

〔図書〕(計3件)

- ① 長谷部恭男、羽鳥書店、憲法入門、2010、168
- ② 森際康友・編著、于曉琪、沈軍・訳、商務印書館、司法倫理、2010、355
- ③ 長谷部恭男、羽鳥書店、憲法の境界、2009、165

6. 研究組織

(1)研究代表者

森際 康友 (MORIGIWA YASUTOMO)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：40107488

(2)研究分担者

松本 恒雄 (MATSUMOTO TSUNEO)
一橋大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：20127715
長谷部 恭男 (HASEBE YASUO)
東京大学・大学院法学政治学研究科・教授
研究者番号：80126143

(3)連携研究者

なし